

三条市空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第23条第1項の規定に基づく空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(指定の申請)

第3条 法第23条第1項の規定による支援法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 法第24条各号に規定する業務に係る計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

(支援法人の指定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第23条第1項の規定により、当該申請者を支援法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は空家等の管理若しくは活用を図る活動を行うことを目的とする会社であること。
- (2) 申請者が支援法人として行おうとする業務の方法が、法第24条各号に規定する業務として適切なものであること。
- (3) 申請者が、必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。
- (4) 第1号に規定する法人として、過去5年以内に本市と連携して本市の空家等対策に取り組んだ実績又はこれに類するものとして市長が認める活動実績を有すること。
- (5) 第10条第1項の規定により、指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者でないこと。

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。次号において同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

(7) 役員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 未成年者

イ 破産開始手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(8) 納期限の到来した市税等を完納していること。

2 市長は、申請者を支援法人として指定をする場合にあっては空家等管理活用支援法人指定（更新）通知書（様式第2号）により、指定をしない場合にあっては空家等管理活用支援法人不指定（更新）通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（指定の有効期間及び更新）

第5条 前条第1項の指定の有効期間は、当該指定の日から起算して5年とする。

2 支援法人は、前条第1項に掲げる要件を満たしている状況にあって、引き続き指定を受けようとする場合においては、指定の有効期間の満了の日の2か月前から1か月前までの間に指定の更新申請をしなければならない。

3 前2条の規定は、前項の指定の更新について準用する。この場合において、第3条中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と、前条第1項中「指定する」とあるのは「指定を更新する」と、同条第2項中「指定を」とあるのは「指定の更新を」と読み替えるものとする。

4 前項の場合において、指定を更新するときは、その指定の有効期間は、従前の指定

の有効期間の満了の日の翌日から起算して5年とする。

(名称等の変更)

第6条 法第23条第3項の規定による変更の届出は、空家等管理活用支援法人名称等変更届出書(様式第4号)により行うものとする。

2 支援法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第7条 支援法人は、その業務を廃止したときは、直ちに空家等管理活用支援法人業務廃止届出書(様式第6号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第23条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該支援法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた日を公示するものとする。

(業務の実施報告)

第8条 支援法人は、法第24条各号に規定する業務の実施状況について、年度ごとに、当該年度の翌年度の4月末日までに空家等管理活用支援法人業務実施状況報告書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の報告書の内容について説明又は追加資料の提出を求めることができる。

(改善命令)

第9条 市長は、法第25条第2項の規定により、支援法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

(指定の取消し)

第10条 市長は、法第25条第3項の規定により支援法人が法第25条第2項の規定による命令に違反したとき、第4条第1項第1号若しくは第6号から第8号までのいずれかの要件に該当しないこととなったとき又は不正な手段により指定を受けたときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、空家等管理活用支援法人指定取消通知書(様式第8号)により当該支援法人に通知するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。